

活

— 第34号 —

茨城県労災保険指定医協会
「活」編集委員会
発行責任者 中 村 尚

〒310-0852 水戸市笠原町4-8-9
TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530
E-mail: ka35248@zf7.so-net.ne.jp
URL: <https://www.i-rousaikyoukai.jp>

我々の「らしさ」って？

理事 石島 隆弘

昨今の地球規模で起きている異常気象の影響か2022年の関東甲信地方の梅雨明けは異例の6月27日と観測史上最も早いものになった。

気温が高く曇りや雨の降るすっきりとしないジメジメとしたいいわゆる「梅雨らしい」天気は梅雨入り後何日あっただろうか？

季節や天候に限らずこの世に存在する万物には概ねそれに当てはまるであろうと判断できる形状、現象、変化などがあるものである。私たち人間は時にそれを経験上「・・・らしい」と表現し既成概念や一つの個性として認識することがある。それは時によってポジティブなものとして使われたり、反対にネガティブなものとして使われたりする。また人それぞれに築かれてきた価値観によって変わったりするものだ。

ダイバーシティ（多様性）が叫ばれている今、多くの個性を持った人間が所属する組織・集団をまとめ、良い意味での「らしさ」をその理念として掲げ、それをどのように発信実行していくかは非常に難しいことであると改めて思う。

—あなたはなぜ医療従事者になったのですか？—

多様性でいえば人によって理由は様々なかもしれないが、医療を通して自分自身が社会貢献をしていきたいとの思いはそれぞれの共通した理由の一つであり、そして正にそれがその人「らしい」ものだったからであろう。慌ただしい日々の中で時にそれを忘れかけてしまう事もある。しかし、私自身が初心を忘れることなく組織内を自らのポジティブな「らしさ」を再確認できるような職員教育、環境整備に心掛け、良い意味での当院「らしさ」を存分に出し、地域医療に貢献していきたいと思う次第である。



紫蘭

てし

2011.5.29

新型コロナウイルス感染症と罹患後症状： 労災における留意点

茨城県労災保険指定医協会 副会長 松崎 信夫

2020年初頭より我が国でも感染が認められた新型コロナウイルス感染症であるが、6月25日現在では下げ止まりから若干感染者数が増加しているものの各地での病床逼迫には至っていない。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症では、主な症状が回復しても一部の症状が持続する・あるいは新たにまたは再び生じて持続する症状に悩む患者も現れており、WHOは「post COVID-19 condition」とし、「新型コロナウイルス感染症に罹患した人にみられ、少なくとも2か月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかず、COVID-19の発症から3か月経った時点でもみられる。症状には倦怠感・息切れ・思考力や記憶への影響などがあり、日常生活に影響することもある。COVID-19の急性期から回復した後、新たに出現する症状と急性期から持続する症状がある。症状の程度は変動し、症状消失後に再度出現することもある。小児には別の定義が定まると考えられる。」と定義した。我が国では「post COVID-19 condition」を「新型コロナウイルス感染症後の症状（罹患後症状）」と呼称し、2021年12月1日に「罹患後症状のマネジメント」（暫定版）、2022年4月28日に同第1版が発刊されている。

厚生労働省は5月30日に「令和3年

の労働災害発生状況」を公表した。それによれば「新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害」は、死傷者数19,332人（前年比13,291人・220.0%増）死亡者数89人（同71人・394.4%増）と、令和2年より大幅に増加したことがわかる。業種別では、保健衛生業が12,032人（うち医療保健業6,389人・社会福祉施設5,624人）と62.2%を占めている。

「罹患後症状のマネジメント（第1版）」（以下マネジメント）によれば、罹患後症状の頻度は、海外では12週以上あるいは退院後6か月以上症状が遷延・症状を有したものは21.6%～54%、本邦でも診断後6か月後に罹患者全体の10%以上に罹患後症状を認めたとあり、労働災害で新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の一定数は罹患後症状に悩ませられると推測される。

罹患後症状の多くは時間の経過と共にその大半は改善するとされているが、一部残存した罹患後症状が長期の観察でどう推移するか・感染株の違いの影響はあるのか、未だ検討課題とされている。そのため、心不全や脳炎等他の疾患による症状を見逃さないよう、罹患後症状は「除外診断である」ことに留意するよう、マネジメントでも述べられている。各種症状に対しての具体的な対応については、マネジメントを参照されたい。

さらに厚生労働省は、2022年5月12日付基補発0512第1号「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」で、具体的な労災保険給付には、①療養補償給付②休業補償給付③障害補償給付（十分な治療を行ってもなお症状の改善の見込みがなく、症状固定と判断され後遺障害が残存する場合）があり、1. 新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状の労災保険給付に関する相談等があった場合は、患後症状がいまだ不明な点が多いこと等を理由に労災保険給付の対象にならないと誤解される対応は行わないよう徹底すること2. 罹患後症状について「いわゆる後遺症」として「後遺症」との用語を用いる場合も少なくないが、通常は障害補償給付における後遺障害の状態ではなく、療養が必要な状態を意味する場合が多いことから、説明等を行う際に誤

解を生じさせることのないよう留意すること、さらにその他として、障害補償給付を行う際には、当分の間、事前に当該業務係に協議することと通知している。また、2022年5月26日付基発0526第1号「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る労災請求についての周知依頼等について」で都道府県労働局労働基準部労災補償課に対し、①業務による新型コロナウイルスの感染により罹患後症状があり療養が必要と認められる場合は労災保険給付の対象になること②厚労省HP記載のQ&A・リーフレットの周知の依頼を通知している。

従って、対応する医療機関側も、上記の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の患者や関係者に対し安易に「後遺症」という言葉で説明することは、十分に注意が必要となることに留意していただきたい。

参 考

1. 新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き

別冊罹患後症状のマネジメント第1版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000935259.pdf>

2. 厚生労働省 HP

- ・新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け） 5 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

- ・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業（労務）の方向け） 7 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- ・リーフレット「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_20201130.html

- ・2022年5月12日付 基補発0512第1号「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000938471.pdf>

- ・2022年5月26日付 基発0526第1号「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る労災請求についての周知依頼等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000938471.pdf>

茨城県労災保険指定医協会 会員医療機関職員功労表彰 64名を表彰 おめでとうございます

令和4年5月21日(土)午後5時から水戸プラザホテルにおいて、令和4年定期総会・会員医療機関職員功労表彰式・祝賀交流会を開催しました。

定期総会は7議案について審議の結果原案通り可決されました。詳細は同封の議案書・議事録をご確認ください。

定期総会に引き続き、今年度で5回目となる会員医療機関職員功労者の表彰式を開催、21医療機関から推薦された64名全員を表彰し、中村会長から表彰状と記念品が贈られました。残念ながらコロナ禍の中での開催となったため、万全の

感染対策を心がけましたが、式典の出席者は32名、祝賀交流会は27名でした。

式典は厳かな雰囲気の中で、祝賀交流会はフレンチのフルコースを頂きながらの会となりました。交流会では受賞者を代表し、志村大宮病院の横山直子さんと石井外科内科医院の木村美智子さんから謝辞を頂き、おふたりとも「受賞できて嬉しい」「このような場所に立つことはなかなかないので良い経験となり光栄です」と喜んでいただきました。

毎年100名の募集をしておりますので、是非ご応募ください。



乾杯の音頭は
小松前会長



主催者挨拶をする中村会長



第一支部代表は
水戸中央病院の鈴木栄子さん



受賞者代表
笑顔で謝辞を述べる
横山さんと木村さん



職員功労表彰祝賀・交流パーティー
茨城県労災保険指定医協会

令和4年度 会員医療機関職員功労賞表彰者名簿

支部	医療機関名	受賞者	支部	医療機関名	受賞者
1	筑西いけだクリニック	関 敦子	4	志村大宮病院	横山 直子
		稲葉 亜希子			寺門 希望
	山本整形外科	前田 さな江			三田 拓
		狩所 美香			舟木 悦子
		石井 貴子			所 佳奈
		中村 聡		根本眼科	川崎 二美子
		石井 宏			高安 和子
	石井外科内科医院	新井 恵子		小松整形外科医院	大瀧 卓
		木村 美智子			小林 春香
	大場内科クリニック	藤川 直美			野上 優
		石崎 みつ江			録田 恵子
		井坂 怜美			来栖 恵美子
		齊藤 仁子		西山堂慶和病院	大友 光枝
		木村 皆子			石井 祐子
	水戸中央病院	鈴木 栄子			海老 亮宏
		さくらがわ 地域医療センター		西田 奈津美	小豆畑病院
石崎 公枝	犬塚 純子				
谷中 紘孝	今井 貴子				
岡本 達	竹村 弘子				
増渕 優	5		田尻が丘病院	寺門 順子	
2		わたなべ整形外科	東海眼科	松浦 淑子	
				澤幡 綾子	
				大庭 歩香	
				富田 志帆	
3		東京医科大学 茨城医療センター		島田外科医院	木村 美沙希
			星野 百恵		
			植村 真由美		
4		勝田整形外科医院	緑クリニック医院	平戸 貴代恵	
	溜井 めぐみ				
	西山堂病院	土浦厚生病院		富田 孝子	
			酒寄 ちい子		
			桑野 祐司		
		筑波学園病院	櫻井 俊輔		



高木俊男先生を偲んで

会長 中村 尚

平成5年から平成27年まで茨城県労災保険指定医協会理事として、長年に渡り多大な貢献をされました高木俊男先生が、令和4年3月18日に逝去されました。ご冥福をお祈りするとともに哀悼の意をささげます。

高木先生は、昭和37年に信州大学医学部を卒業されました。信州大学の学生時代に全国医科学生体育大会のサッカーで優勝され、医師となってもサッカーとの強いつながりを持っていました。当協会創立50周年誌によれば、昭和47年に水戸市に開業と同時に、鹿島アントラーズの前身の住友金属蹴球団のチームドクターに就任しました。昭和52年、53年とサッカー日本代表のチームドクターとしてアジア大会の海外遠征に帯同し、平成5年には初代鹿島アントラーズのチームドクターに就任しています。裏話では、プロサッカーリーグへの茨城県の参加については、当協会第4代会長で当時の茨城県サッカー協会会長の志村巖先生と住友金属から要請を受けた高木先生が会談し「住友金属でプロサッカーリーグへ参加」で一致し、鹿島アントラーズの誕生のきっかけになったということでした。また、昭和47年、水戸市内原にハイトリースポーツクラブを創設し茨城県のサッカーにも大きな影響を与えました。また、先生は医業、サッカーばかりでなく長年絵画にも親しまれ、長野県美術展や東京都美術展等に出品し、入賞された

こともあります。晩年は、陶芸にも興味を示され、お会いした時には「今、師匠について陶芸を習っているよ。」とおっしゃっていました。

当協会においては理事として理事会などで大変貴重なご意見をいただきました。また、プロ並みの腕前のイラストを情報紙「活」に発刊から提供してもらいました。このイラストのおかげで、品のある見やすい情報紙となっています。

個人的には、私が平成4年に水戸市赤塚で開業後、水戸市石川・赤塚班の会合がありました。この時高木先生も参加しており、親しくお話をさせていただきました。この会合の出席者は、野寺内科医院、吉沢内科医院、渡辺産婦人科医院、池田小児科・眼科医院、中の丸産婦人科医院、益子耳鼻科医院の院長方と高木先生の大先輩ばかりでした。毎回楽しい会で、かつての水戸の町や花柳界等の話で盛り上がり話が尽きませんでした。また、当協会のかつての区割りで県央地区の代表者に私が就任する際には、前代表の田崎喜昭先生、石井隆志先生と高木先生が酒宴を開催していただき、興が乗ったところで高木先生が持ち込んだラジカセと衣装で踊りを披露してくれました。

開業直後から親しくさせていただき、当協会の理事会でも長年ご指導いただきました。いつも気にかけていただき只々感謝するのみです。本当に有難うございました。

◆新規指定医療機関

医療機関名	所在地	診療科目
医療法人紅嶺会 土浦ベリルクリニック	土浦市	内科、消化器内科、糖尿病内科、腎臓内科、泌尿器科、人工透析内科、循環器内科
医療法人幕内会 山王台病院附属 石岡共立病院	石岡市	内科、消化器科、外科、整形外科、泌尿器科、小児科
杉田歯科医院	高萩市	歯科、歯科口腔科
つくば公園前 ファミリークリニック	つくば市	整形外科、リハビリテーション科、小児整形外科、ペインクリニック、外科
医療法人社団恵和会 浅田病院	阿見町	精神科、心療内科
B-Leaf メディカル内科・ リハビリテーションクリニック	つくば市	内科、リハビリテーション科
もりやファミリークリニック	守谷市	内科、外科、アレルギー科、泌尿器科、小児科、婦人科、その他
つくば心臓血管内科 メイクリニック	つくば市	内科、循環器科、形成外科、皮膚科、心臓リハビリテーション科
医療法人 優愛会 つむぎ在宅医クリニック	下妻市	内科、外科
なかのアイクリニック	つくば市	眼科
山村医院	龍ヶ崎市	内科、精神科、神経科、整形外科、リハビリテーション科

◆指定取消医療機関

医療機関名	所在地	取消事由
草間クリニック	守谷市	診療内容変更
本多内科・循環器科医院	笠間市	労災患者なし
のぐち内科クリニック	つくば市	診療内容変更
医療法人嘉祥会 山口医院	古河市	閉院
ぬまじり医院	境町	閉院

労災診療費算定基準が改定となり 令和4年4月以降、被災労働者の診療に適用されます

「労災診療費算定基準」の主な改定点は、次の7点です。

改正点

1 職場復帰支援・療養指導料の拡充及び点数配分の見直し

新型コロナウイルス感染症を始めとした新興感染症の罹患後症状専用の指導管理箋「新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状用」を作成し、新興感染症に罹患後の症状を有する被災労働者に対する支援を行う。また、初回指導時の労力を勘案した点数配分とする。

2 術中透視装置使用加算の拡充

対象手術に「骨折非観血的整復術」「関節脱臼非観血的整復術」「関節内骨折観血的手術」及び「脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術」を追加。対象部位に「足趾骨」を追加。

3 コンピューター断層診断の特例の拡大

初診時に他の医療機関で撮影したフィルム of 診断を行い、同一月の再診時に他の医療機関で撮影したフィルム of 診断を行った場合を追加。

4 救急医療管理加算（入院）の金額の引き上げ

入院に関する救急医療管理加算（労災特掲）を6,300円 → 6,900円に引き上げる。

5 入院室料加算の引き上げ

一律10%引き上げる。

6 労災電子化加算の延長

令和6年3月診療分まで延長する。

7 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しに係る取扱い

定額負担を求める場合の初再診料を設ける。

詳細は
こちら

1 職場復帰支援・療養指導料の拡充及び点数配分の見直し

（1）新型コロナウイルス感染症を始めとした新興感染症の罹患後症状専用の指導管理箋「新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状用」によって職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合の評価を設けました。

※新しく追加された管理箋については、別添記載例をご参照ください。

・ **主治医が就労可能と認めており、①入院治療後、罹患後症状治療のために通院療養を継続している、または、②入院治療を伴わず罹患後症状治療のための初回受診後1ヶ月以上通院療養が見込まれる者を対象とする。**

・ **初回：月1回600点 2回目：月1回500点**

（2）初回指導時に労力がかかることを考慮して、次のように点数を見直しました。

（精神疾患を主たる傷病とする場合）

月1回560点 → **初回 月1回900点**
2回目 月1回560点
3回目 月1回450点
4回目 月1回330点

（その他の疾患の場合）

月1回420点 → **初回 月1回680点**
2回目 月1回420点
3回目 月1回330点
4回目 月1回250点

（3）主治医の指示を受けて指導等を行う職種に「**公認心理師**」を追加しました。

労災診療費算定基準マニュアルや様式等は、
厚労省ウェブサイトに掲載していますのでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei.html



2 術中透視装置使用加算の拡充

傷病労働者の早期職場復帰のため、術中透視装置使用加算の対象を以下のとおり追加しました。（赤字下線部が改定箇所）

「大腿骨」「下腿骨」「上腕骨」「前腕骨」「手根骨」「中手骨」「手の種子骨」「指骨」「足根骨」「膝蓋骨」**及び「足趾骨」**の骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、**骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術**において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとします。

「脊椎」の経皮的椎体形成術**又は脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術**を行う際に術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとします。

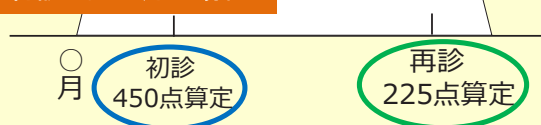
3 コンピューター断層診断の特例の拡大

医師が他の医療機関で撮影したMRI又はCTのフィルムを読影し、初診時に健康保険における算定項目である「E 203 コンピューター断層診断 450点」を算定し、さらに同一月に他院でコンピューター断層撮影を実施したフィルムを診断した場合においてもコンピューター断層診断の特例（225点）を算定可能としました。

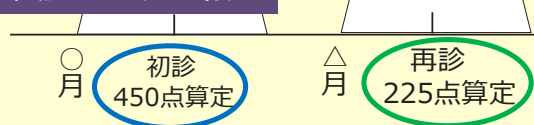
<算定可能な例>

○初診時に**自院で撮影したフィルム**を診断し、再診時に**他院で撮影したフィルム**を診断した場合

初診と同一月の場合



初診と別の月の場合



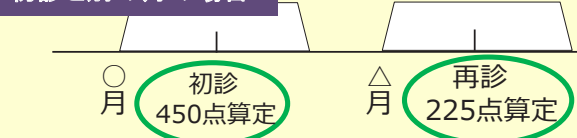
○初診時に**他院で撮影したフィルム**を診断し、再診時に**他院で撮影したフィルム**を診断した場合

新規追加！

初診と同一月の場合

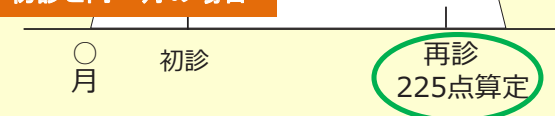


初診と別の月の場合



○初診時にはコンピューター断層診断をせず、再診時に**他院で撮影したフィルム**を診断した場合

初診と同一月の場合



初診と別の月の場合



○初診時にはコンピューター断層診断をせず、再診時に**自院及び他院で撮影したフィルム**を診断した場合

初診と同一月の場合



4 救急医療管理加算（入院）の金額の引き上げ

健康保険の救急医療管理加算引き上げに伴い、労災特掲として定められている**入院**の救急医療管理加算の金額を、1日につき6,300円から**6,900円**に引き上げます。

5 入院室料加算の引き上げ

保険医療機関における入院室料にかかる料金設定の実態を踏まえ、加算金額を一律10%引き上げます。

	個室		2人部屋		3人部屋		4人部屋	
	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地
現行	10,000	9,000	5,000	4,500	5,000	4,500	4,000	3,600
↓								
改定後	11,000	9,900	5,500	4,950	5,500	4,950	4,400	3,960

6 労災電子化加算の措置期間を延長

現在、電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点算定できますが、当該加算の措置期間を**令和6年3月診療分まで延長**となりました。

(注1) 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

(注2) 電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となります。

詳しくは厚労省ウェブサイトをご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム



労災レセプト電算処理システムヘルプデスク

0120-631-660

7 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しに係る取扱い

健康保険制度における紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しに伴い、定額負担を求める場合（あえて紹介状なしで受診する患者等の場合）の初再診料を設定しました。

定額負担を求める場合の初診料は1,820円、再診料は1,000円（歯科のみ）です。

(注) 本取扱いは、**令和4年10月1日診療分から適用**します。

※今回の改定の対象となるのは、**定額負担を求める責務がある**特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）、紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る）**のうち、労災の患者に対しても定額負担を求めている病院のみ**が対象となります。

(参考) 紹介状なしで受診する場合等の定額負担について

健康保険制度において、外来機能の明確化や医療機関間の連携を推進する観点から、一定規模以上の病院について、定額負担の徴収を求めています。

<対象病院>

- ・ 特定機能病院
- ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）
- ・ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る）※令和4年10月1日～

<対象患者>

- ・ 初診の場合：他の病院又は診療所からの紹介状なしで受診した患者
- ・ 再診の場合：他の病院（病床数200床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した患者

(※) 上記にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、定額負担を求めてはならず、また、正当な理由がある場合には、定額負担を求めなくても良いこととされています。

なお、労働災害、公務災害の患者等は、この「定額負担を求めなくても良い」患者とされています。

<参考となる通知> <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907825.pdf>

編集
後記

今年は観測史上最も早い梅雨明けとなった。毎年6月の第4週の日曜は日本医師会の代議員会が開催される。今回は、真夏を思わせる強い日差しの中、前日の土曜日に役員選挙も行われた。新会長の誕生に加え、アツい副会長選挙が行われた。2024年に予定されている次期診療報酬・介護報酬改定の他、かかりつけ医の制度化・医師の働き方改革など医療界は難問山積であるが、日本医師会新執行部には国としっかり対峙してもらいたいものである。

一方、新型コロナウイルス感染症は、下げ止まりから一転し、やや感染者数の増加傾向が各地でみられているものの、重症者は比較的少なく、病床の逼迫感はない。外では少しずつマスクを外している人が増えているように感じる。ワクチンの4回目の接種も6月から開始されているが、果たして、今後の感染状況はどうなるのであろうか。第5波・第6波における感染者の急増の影響もあり、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害で、死傷者は前年度の2.2倍、死者は3.9倍となっており、罹患後症状に悩まされる被災者も相当数いると思われる。本文でも述べたように、適切な対応をお願いしたい。

戦争状態が続くウクライナ情勢・物価高・電力不足と、今後の国民生活への不安材料が多くなっている中、新型コロナウイルス感染症がやや落ち着いてきたこともあり、今年のゴールデンウィークをはじめ休日に観光地へ出かけている人が増えたようだ。私が大学生の頃に大ヒットした映画の第2作がこの6月から公開され、こちらも世界中で大ヒットと明る

い話題も出てきた。主人公を演じた俳優は奇しくも同い年。久々に映画で元気づけられた。一刻も早い問題解決・感染の終息を望むだけでなく、自身も全力で診療・医師会会務に臨みたい。

最後に、本会の発展にご尽力された高木俊男先生がご逝去されました。先生のご功績は中村会長の哀悼文に触れられてますが、他にも県医師会の健康スポーツ医学研究会の活動にもご尽力され、会員へのスポーツ医学の手引き書作成の中心的役割を果たしていただきました。改めて深謝するとともにご冥福をお祈りいたします。

(松崎記)

高木俊男先生のイラスト

高木先生には「活」発刊以来編集委員として携わりながら、第2号から第34号まで毎回2枚・3枚、多い時は4枚とイラストを描いていただいております。

改めて数えてみたところ89点にも及びました。そして、お預かりして未使用の物が4点事務局に残っております。

今年3月18日に急死されましたが、今号では未使用の物を使わせていただくこと、また今後もこれまでに掲載したものも使わせていただくことでご家族のご了承をいただきましたので、これからも紙面を和ませさせていただきます。

ご家族に感謝申し上げます。

題 字 石島弘之 先生
イラスト 高木俊男 先生

